公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額（単位：円）	（会費の場合）支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額（単位：円）	交付又は支出日等（支出決定日）	（会費の場合）支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分
公益社団法人 日本医師会	5010005004635	日本医師会会費 本局（1～2期分） さいたま支局 広島支局	140,000	本局　一名　42,000 （1期あたり） さいたま支局　一名 28,000（年額） 広島支局　一名 28,000（年額）	令和8年4月17日 令和8年7月17日 令和8年8月21日 令和8年9月18日	当局は製造業であり工場を保有していることから、職員の健康管理や快適な職場環境の形成など事業場の安全衛生の向上を図るうえで、会員に提供される医療情報等が必要であるため。	公社	国認定

※　本件の公表は、独立行政法人が支出する会費の見直しについて（平成24年3月23日付 行政改革実行本部決定）に基づく令和8年度第2四半期における会費支出の公表も兼ねる。

【記載要領】
（注1）「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
（注2）「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
（注3）「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。